

## <なかつ・こどもいきいきプレイルーム利用規約>

### 第1条(適用)

1. 本規約は、利用者と中津市との間の施設の利用に関する一切の關係に適用されるものとしす。
2. 中津市は施設に関し、本規約のほか、施設を利用されるにあたってのルール等、各種の定め(以下「個別規定」と言います。)をすることがありますが、これらの個別規定はその名称のいかんに関わらず、本規約の一部を構成するものとしす。
3. 本規約の規定が前項に定める個別規定と矛盾する場合には個別規定が優先されるものとしす。ただし、個別規定において特段の定めがある場合にはその定めに従うものとしす。

### 第2条(利用について)

1. プレイルームを利用できるのは未就学児とその保護者です。また、子どもだけで利用することはできませんので、必ず保護者同伴でご利用ください。(未就学児のきょうだいと一緒に利用する場合のみ小学生まで利用可能です。お子様3名に対し、保護者は最低1名の入場が必要となります。)
2. ペット同伴での入場はできません。
3. 飲食・授乳は決められたスペースでお願いします。また、ごみやおむつ等は必ずお持ち帰りください。
4. ご家庭から遊具を持ち込むことや、プレイルーム内の遊具などを施設外に持ち出すことはご遠慮ください。
5. 利用希望者が多い場合や安全上必要だと判断した場合は、予告なく入場や利用時間を制限する場合があります。
6. プレイルーム内で許可なく営業行為を行うことはできません。
7. スタッフの指示に従わない場合は、利用を制限されることがあります。

### 第3条(免責事項について)

1. 施設内備品の利用を含むお子様の安全管理につきましては、お子様に付添われる保護者の責任において行われるものとしす。
2. 故意または過失により施設内備品を破損または他の利用者、スタッフに損害を負わせた場合は修理費用及びその他の一切の損害について賠償する義務を負うものとしす。
3. 本施設は未就学児の遊び場の提供を目的としており、施設内で発生した事故、怪我、傷害について中津市及び施設は一切の責任を負いません。ただし中津市又は施設の責に帰すべき事由による場合はこの限りではありません。
4. 所持品の管理は利用者の責任において行うものとし、施設内において生じた盗難、紛失、破損、事故について中津市及び施設は一切の責任を負いません。
5. 利用者同士で発生した口論、争議、その他トラブル及び損害を負わせた場合は、故意または過失を問わず利用者自らの責任で解決するものとし、中津市及び施設は責任を一切負いません。
6. 本施設ご利用後に新型コロナウイルスその他感染症に罹患した場合、中津市及び施設は一切の責任を負いません。